

# 税制改正による 個人住民税(個人市民税・県民税) の主な改正点

平成29年12月16日発行  
市民税課

☎229-3130 FAX 229-3331

## 平成30年度個人住民税(平成29年分所得税)からの改正点

### 給与所得控除の見直し (上限額の引き下げ)

給与所得控除の上限額が適用される給与収入と給与所得控除の上限額が次のとおり見直されました。

	見直し前	見直し後
給与所得控除の上限額が適用される給与収入	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	230万円	220万円

### 所得税等の医療費控除の 申告手続きの改正

所得税等の医療費控除の申告手続きに必要であった医療費などの領収書の添付は、「医療費控除に関する明細書」を添付する方式に改められました。

これに伴い、医療費控除に関する明細書として、一定の要件を満たす医療費通知(医療費のお知らせ)が利用できるようになりました。なお、平成32年度個人住民税(平成31年分所得税)までは、これまでと同様の申告手続きも利用できます。

※津市国民健康保険  
および三重県後期高齢者医療広域連合発行の医療費通知(医療費のお知らせ)は利用できません。



### 医療費控除で セルフメディケーション税制が 選択可能に

健康の保持増進および疾病の予防への一定の取り組みを行っている居住者が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己または自己と生計を一にする配偶者・その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費(スイッチOTC医薬品の購入費)を支払った場合、セルフメディケーション税制(スイッチOTC医薬品控除)を選択できるようになりました。

#### 一定の取り組みとは

①保険者等が実施する人間ドックなどの健康診査 ②インフルエンザなどの予防接種 ③健康診断(事業主健診・検診) ④特定健康診査または特定保健指導 ⑤市町村のがん検診  
※セルフメディケーション税制と従来の医療費控除を同時に利用することはできません。

### 住宅借入金等特別控除の 適用対象者の拡大と適用期間の延長

#### 適用対象者の拡大

住宅借入金等特別控除の適用対象者が「居住者」から「個人」に変更され、単身赴任者などの非居住者も利用できるようになりました。

#### 適用期間の延長

住宅借入金等特別控除を適用できる居住開始年月日が、「平成31年6月30日まで」から「平成33年12月31日まで」に延長されました。

## 上場株式等の配当所得および株式譲渡所得の課税方式の選択

上場株式等の配当所得は、申告不要制度・申告分離課税・総合課税の選択を納税者が任意に選択(上場株式等の譲渡所得には、申告不要制度・申告分離課税から選択)できましたが、所得税の確定申告書

とは別に、配当所得の申告不要制度を選択する旨の住民税申告書を提出することで所得税では配当所得を申告し、住民税では申告しないなど、異なる課税方式を選択できることが明確化されました。